(一)　職場における育児休業等に関するハラスメントの内容

イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する労働者に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には(イ)①から⑩までに掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、(ロ)に掲げるものがあるが、(ロ)に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

(イ)　（略）

(ロ)　典型的な例

①　（略）

②　制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるもの

客観的にみて、言動を受けた労働者の制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるものが該当すること。ただし、労働者の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこと。

(1)～(4)　（略）

③　（略）

(二)　（略）

十五・十六　（略）

○厚生労働省告示第二百三十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百七十五号）の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

様式第一号の二（表面）及び様式第二号の二（表面）中「2.2%」を「2.4%」に改める。

様式第六号（裏面）〔注意〕11中「100分の2.0」を「100分の2.2」に、「100分の2.3」を「100分の2.5」に改める。

様式第六号の二(1)（裏面）〔注意〕15、様式第六号の二(2)（裏面）〔注意〕10、様式第六号の三(1)（裏面）〔注意〕14、様式第六号の三(2)（裏面）〔注意〕10、様式第六号の四(1)（裏面）〔注意〕12及び様式第六号の四(2)（裏面）〔注意〕8中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

様式第六号の十二（裏面）〔注意〕13中「50人」を「45.5人」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成二十九年厚生労働省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月一日から適用する。ただし、同年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則中「平成二十九年四月一日から同年六月三十日までの間」を「平成二十九年七月一日から同年九月三十日までの間」に改め、別表第一中

(一)　職場における育児休業等に関するハラスメントの内容

イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する労働者に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には(イ)①から⑩までに掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、(ロ)に掲げるものがあるが、(ロ)に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

(イ)　（略）

(ロ)　典型的な例

①　（略）

②　制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるもの

客観的にみて、言動を受けた労働者の制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるものが該当すること。

(1)～(4)　（略）

③　（略）

(二)　（略）

十五・十六　（略）

「

					平成28年
1月～3月	100	—	—	100	—
4月～6月	100	—	—	100	—
7月～9月	100	—	—	100	—